

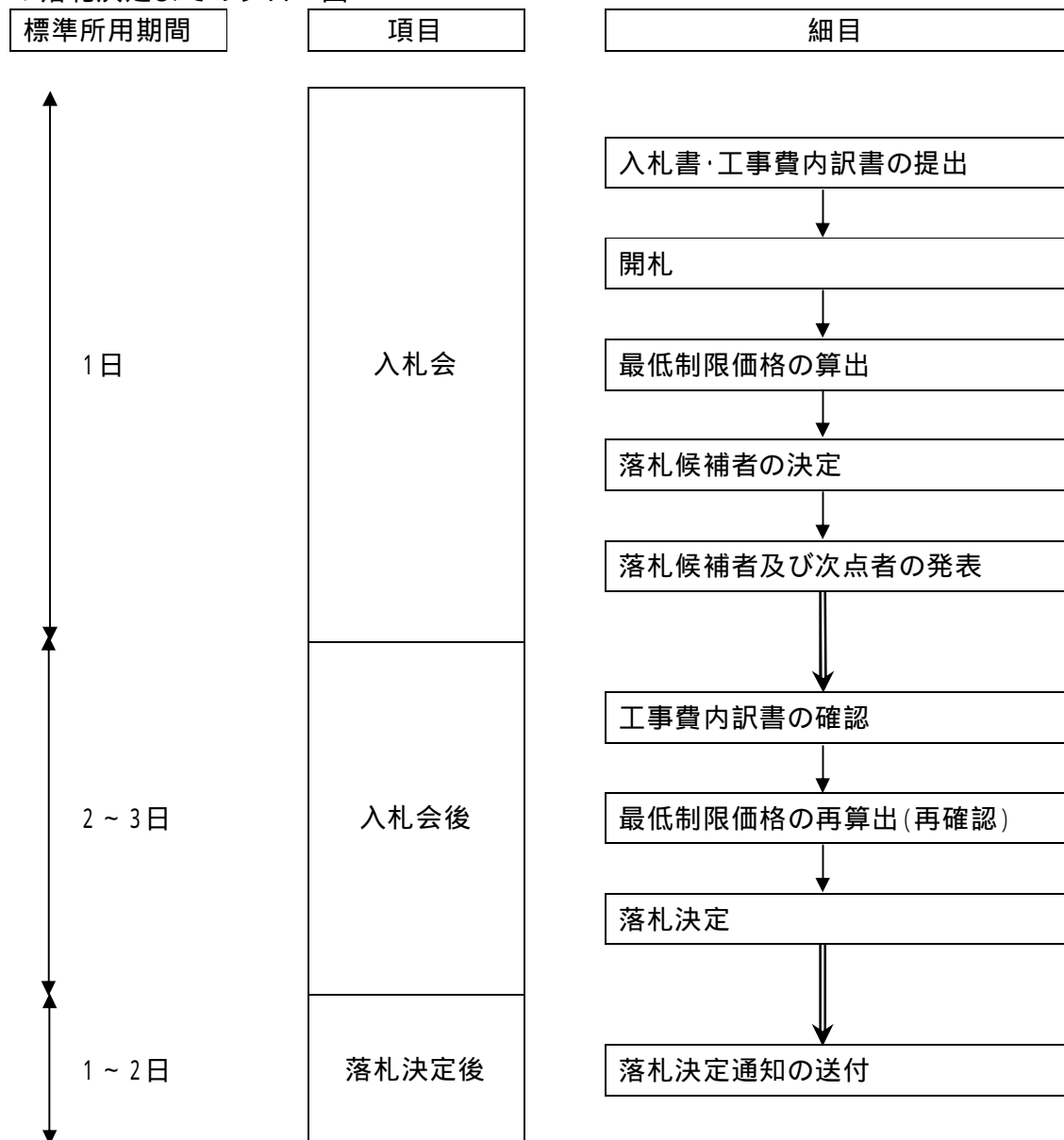
## 入札会の執行方法の変更について

平成20年4月1日以降、総務課において競争入札に付す案件より、以下のとおり執行方法を変更いたします。ご承知のうえ、入札にご参加下さい。

### 1. 変更後の概要

変動型最低制限価格制度の試行導入にあたり、最低制限価格(入札書比較価格)以下「最低制限価格」という。)の再確認及び工事内訳書の確認に時間を要すことから、入札会においては、落札候補者(従来は落札者)の決定を行い、事後において落札者の確認を行ない、文書をもって落札決定を行うこととします。併せて、変動型最低制限価格制度の対象外案件においても前述のとおり取り扱います。

### 2. 落札決定までのフロー図



落札決定については落札決定業者のみ通知します。詳細の入札結果は事後公表する入札結果調書において閲覧してください。